

令和5年度第1回横浜市障害者施策検討部会会議録	
日 時	令和5年7月24日（月）午後3時00分～午後4時49分
開催場所	市庁舎18階みなと1・2・3会議室
出席者	赤川真委員、飯山文子委員、内嶋順一委員、岡村真由美委員、坂田信子委員、佐藤秀樹委員、須山優江委員、奈良崎真弓委員、堀内哲也委員、野中裕美委員
欠席者	鈴木敏彦委員、安富英世委員
開催形態	公開
議題	議題 (1) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて
決定事項	
議 事	<p>開 会</p> <p>（田辺係長）定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回横浜市障害者施策検討部会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます健康福祉局障害施策推進課の田辺と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>では、まず本日の出席者数の確認をさせていただきたいと思っております。本日の会議ですが、委員12名のうち9名御出席となっております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております委員の過半数を満たしていることを御報告させていただきます。</p> <p>障害福祉保健部長あいさつ</p> <p>（田辺係長）初めに、障害福祉保健部長の君和田から挨拶を申し上げます。では、お願いします。</p> <p>（君和田部長）皆様、こんにちは。障害福祉保健部長の君和田でございます。事務局を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。本日は御多忙の中、あるいは本日が暑い中、この部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から市政、とりわけ障害者施策の推進に多大なるお力添えを賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は議題といたしまして、第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて事務局より御提示させていただきたいと考えております。第4期障害者プランにつきましては、構成する3つの行政計画のうち、障害福祉計画と障害児福祉計画が、今年度、令和5年度をもって計画期間の終了を迎えることとなります。現在、その内容の見直しを行っているところでございます。本日は、この中間見直しの素案につきまして、皆様に御説明させていただきたいと考えております。項目が非常に多岐にわたる内容ではございますが、よりよいプランとなるよう、皆様からの御忌憚のない御意見を頂きますようお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願</p>

たします。

(田辺係長) それでは、議事に入ります前に、1つおわびと事務連絡を委員の皆様させていただきたいと思ひます。本日、資料が大変多いので事前に送らせていただいたのですが、資料1と資料2の2つにつきまして差し替えがございます。事前に差し替え版を送るのが間に合わず、本日は机の上での配付となりますことを、どうか御容赦いただければと思ひます。

では、ここからは内嶋会長に御挨拶をお願いして、議事進行をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(内嶋会長) 会長の内嶋でございます。本日はお暑い中お集まりいただき、誠に恐縮でございます。それでは、令和5年度第1回横浜市障害者施策検討部会を始めさせていただきます。

議 題

(1) 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて

(内嶋会長) お手元の次第の3番目、第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて、議事に入らせていただきます。それでは、内容につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

(中村障害施策推進課長) 障害施策推進課長の中村でございます。座って御説明させていただきたいと思ひます。今しがた佐藤委員が御到着されましたので、佐藤委員がお座りになってから御説明させていただければと思ひます。ゆっくりで結構でございますのでよろしくお願ひいたします。

(佐藤委員入室)

(中村障害施策推進課長) よろしいでしょうか。本日はお忙しい中、ありがとうございます。それでは、障害者プラン中間見直しについて、資料1をご覧ください。

1番のプラン見直しの趣旨でございます。障害福祉保健部長の君和田の方から触れさせていただきましたが、障害者プランについては6年間の計画でございますが、令和5年度をもって前半の3年間で終了し、令和6年度から後半に入っております。そういった中で、基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画であります。障害者計画と併せて策定しております、障害福祉におけるサービスごとの必要な利用見込み量等を定める計画としての、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、また、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を見直す形になっております。下の参考1をご覧くださいと思ひますが、令和5年度と令和6年度の間に見直しということで印をつけさせていただいております。令和6年度からの後期3年間の取組を見直す中で、引き続き、プランを実施していく形になります。

1枚おめくりいただきまして、次のページをご覧くださいと思ひます。障

害者プラン見直し部分でございますが、プランは第1章の「計画の概要」から、第4章「障害のある人を地域で支える基盤の整備」までの4つの章立てに加えて、資料編ということで構成されています。このうちの第1章、第2章、資料編につきましては、時点修正や数字の更新を行うこととなります。第3章につきましては、「第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性」ということで、取組項目ごとに見直しを実施することとなります。第3章の構成につきましては、下段でございます参考2をご覧くださいいただければと思います。障害福祉に関する施策事業を5つの分野に分類し、施策を進めています。表に「分類」と記載されておりますが、「様々な生活の場面を支えるもの」から、生活の場面1、2、3、4ということで、5つに分類がなされております。一番上の「様々な生活の場面を支えるもの」で申し上げますと、取組内容として、普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援と、それぞれの取組項目ごとに見直しを実施する形となります。

3の見直しの進め方ですが、第4期障害者プランの見直しに当たっては、当事者の立場や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である本検討部会を中心に協議・検討を進めていく形となります。加えて、現状把握やニーズ調査のため、令和4年12月から令和5年2月にかけて行った障害当事者や御家族、支援者等へのグループインタビューですとか、令和5年9月から10月にかけて実施を予定しております市民意見募集、市民説明会などの御意見を参考に見直しを進めてまいります。また、国から示された基本指針を資料3-1、3-2ということでお付けしておりますが、その基本指針の内容等も踏まえて、必要に応じた見直しを行っていく形となります。グループインタビューにつきましては、下の参考3のところに記載しておりますが、実施団体としては12団体、参加者は延べ250名の方に御参加いただいて、御意見等頂戴いたしました。

次のページをご覧くださいいただければと思います。グループインタビューでの主な意見を抜粋させていただいております。また、詳細につきましては、資料5ということで冊子を付けさせていただきます。その中でも主立ったものをいくつか御紹介させていただければと思います。一番上ですが、「様々な生活の場面を支えるもの」としては、「地域の方に、障害のある方の暮らしの様子について啓発は必要と思われる」といった普及啓発に関する御意見、また、1つ飛びまして、「周囲どころかそもそも家族の障害特性の理解が正しくできていない」とか、「制度が複雑なので支援者の制度理解が不足だし、相談する時間も少ない」といった御意見等も頂いております。また、「生活の場面1 住む・暮らす」の関係で申し上げますと、「一人暮らしをしたい」という住まいに関する御意見、また、実際生活する中で「ごみの分別は難しい」といった暮らしに対する御意見等も頂いております。「生活の場面2 安全・安心」の関係で申し上げますと、「病院

の連携がうまくいっていないと思います」という健康・医療に関する御意見や、1つ飛びますが、「交通機関、道路などのインフラが混乱したときにどうするか考えてほしい」といった防災・減災等に関する災害時に対する御意見を頂いています。また、「生活の場面3 育む・学ぶ」の関係で申し上げますと、「小学校の授業に親がずっと介助のためについている必要があった」という療育に関する項目の御意見や、「幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒の共生の意識の高まりが必要」という教育の面での御意見等も頂いています。また、「生活の場面4 働く・楽しむ」ですが、「職場に障害が後から分かったら、そのときに不利益にならないか不安だ」という就労に対する御不安ですとか、「知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇を思うように過ごすことができず、ストレスの高い方も多いと感じます」といった、普段の生活の中でのスポーツ・文化・芸術に関する御意見等も頂いています。

次のページをご覧ください。見直しのスケジュールでございます。表の2段目ですが、7月24日、本日、第1回障害者施策検討部会を開催させていただきます。こちらについては、障害福祉計画、障害児福祉計画に係るサービス見込み量等の見直し素案の御報告ということで、この後、事務局で作成した素案について、御説明させていただきます。また、9月下旬から10月下旬にかけて、市民意見募集、市民説明会を9月中旬に2回実施していきます。こうした中で素案に対する御意見等も頂戴しながら、後期の障害者プランの推進に向けた見直しをしていきたいというところでございます。施策推進協議会については、6月28日に開催させていただいておりますが、その段階とスケジュール等の調整をした中で、9月下旬から10月下旬に市民意見募集ということで御説明させていただきましたが、施策推進協議会の方では9月中旬から10月中旬と御説明させていただいている状況でございます。こちらについては、施策推進協議会の委員の方に、スケジュール調整の中で半月ほど後ろに倒れていることを追って御説明・御報告させていただきます。また、11月下旬から令和6年2月にかけて市民意見募集の結果の御報告をさせていただきます、3月に「第4期横浜市障害者プラン見直し原案」を施策推進協議会に御報告していくという流れで考えています。また、本検討部会につきましては、本日と併せて11月下旬に会議を予定しておりますが、会議開催以外の場面においても、その都度、委員の皆様へ資料等を御送付させていただいて、御意見等を頂戴できればと思っております。大変お忙しいことは重々承知しておりますが、御協力をいただきながらプランの見直し・改定を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。全体の見直しに向けた方向性、流れ、スケジュールについては以上でございます。

続いて、資料2をご覧ください。こちらは「第4期障害者プラン中間見直し(案)」という資料で、障害者プラン見直しの素案の案としてまと

めさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、下のページ番号で申し上げますと3をご覧いただければと思います。先ほど御説明させていただきました取組項目ごとに資料をまとめております。分類で申し上げますと、一番最初は「様々な生活の場をを支えるもの」で、その取組項目の1番として普及啓発がでございます。その普及啓発について、それぞれの取組項目ごとにまとめております。左から、障害者プランの事業名、その右が事業内容でございます。その隣は「中間期（令和3～5年度）」とありますが、その目標については、現行の障害者プランの中で取組の目標として記載しているものでございます。また、一番右については、第4期障害者プランの、令和8年度までの最終段階での目標を記載しております。今回の第4期障害者プランの見直しに当たっては、中間期の振り返りと中間期までの評価が記載された状態で、中間の状況を取りまとめた素案として市民意見募集等を図っていくような流れで考えているところでございます。時間の関係もでございますので、評価について、十分な成果が現状として出ておらず、一定程度の効果は得られたものとしての△のものと、国の指針が示されたことにより新たに取組項目として追加したものについて、抜粋して御説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧いただければと思います。一番上ですが、障害福祉の人材の確保でございます。こちらについては、中間期までの取組の評価として△を付けさせていただいております。団体の方々の御協力をいただきながら人材確保のセミナーやお仕事フェアの実施等、取組をしてきているところでございますが、人材不足の厳しい状況が続いているということで、△の評価とさせていただきます。

少し飛びますが、9ページをご覧いただければと思います。下の項目で「指標名」と書いてありますが、取組に関する指標を国の指針に基づき追加させていただいているものでございます。障害福祉サービス等に係る支給決定業務研修の参加人数や計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有ということで、それぞれ国の基本指針の中で指標として定めることが示されているものを追加しています。

続きまして、15ページをご覧いただければと思います。障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインということで、新規の項目として表記させていただいている取組です。こちらについても、国の指針の中で取組として定めることが示されており、ガイドラインを活用したコミュニケーション環境の向上及び障害理解の普及啓発に取り組みますということを記載したものでございます。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念や、障害当事者等の意見を踏まえた中で取組を推進してまいります。

ページが飛びますが、23ページにつきましては、共同生活援助（グループホー

ム)の利用者数について、重度障害者の利用人数も指標として定めることが国の
方で示されています。そのため、令和6年度から令和8年度にかけての重度
障害者の利用者数の見込みを記載しております。

次のページです。24ページの一番下でございます。こちらは新規の項目ではご
ざいせんが、取組として△という評価をさせていただいておりますので、
御報告させていただきます。高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業です。
令和3年度、令和4年度で3ホームから申請があり、改修したところですが、コ
ロナ禍の状況等もあつてのことだと思っておりますが、全体として想定している件数
よりも少なかったということで、△の評価としています。

続いて、29ページをご覧ください。自立訓練(生活訓練)の利用者数で、精神
障害の部分について新規の指標・目標を定めることが国の方で示されてお
ります。そのため、精神の方の利用者数の目標値を表記させていただきます。

続いて、31ページでございます。こちらにも精神障害の関連でございますが、
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数、精神障害者の精神
病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等の取組の指標としての
記載が国の方で示されております。1年以内の平均生活日数については、
神奈川県と調整が完了した後に、地域の実情等を踏まえて設定するというこ
とで、現時点では空欄になっておりますが、しっかりと目標値を定めてまいり
ます。

次の32ページについても精神障害の関係で、同様に、神奈川県との調整の
後に数値として記載してまいりますが、1年以上の入院患者数や、精神病床にお
ける退院された患者さんの退院後の行き先はどうなっているのかということの
表記が求められています。こちらについても、県と調整した後に、地域の実情
等を踏まえて設定してまいります。

次のページでございます。33ページの短期入所については、重度障害の方の
短期入所利用で、こちらは医療的ケアの方も含めた形になりますが、利用状
況の目標値の設定ということが指針で示されております。

次に35ページでございます。国の指針に基づくものと、今年度前半の取組の
状況での評価が△のものの御説明が入り組んだ形になって大変恐縮ですが、
35ページについては消費者教育事業でございます。こちらは評価として△とい
うことです。一定程度の効果が得られなかったということで△にしておりますが、
事業の継続性や学校等の負担も考えながら、事業が継続できる形で消費者
教育、意識啓発の手法を検討してきたところです。こちらについても、後期にし
っかりと取組をしていきたいと考えております。

続いて、42ページでございます。こちらについても取組の中間期の評価として
は△と表記させていただいている項目で、横浜市公共サインガイドラインの運用
推進でございます。公共のサインの掲載基準等について、必要に応じて見直しを

検討し、より歩行者に分かりやすいサインの整備を進めていくという事業内容でしたが、中間期の振り返りとしては、ガイドラインの運用を適切に行ったところではございますが、必要に応じて見直しを検討するということに至っていない状況もございます。障害のある歩行者にとって分かりやすいものをより一層考えていきたいということで、評価としては△でございます。

次に47ページで、上から3つ目の、重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業でございます。こちらについても、中間期の評価としては△ということで評価させていただいております。コロナ禍の影響を多分に受けている部分はあると思いますが、入院先にコミュニケーション支援員を派遣する事業で、令和3年度、令和4年度と、2件の派遣という実績でございます。令和5年度については31件の派遣を見込んでおりますので、障害のある方のコミュニケーションについて十分に取り組んでいきたいと思っております。

続いて、50ページです。精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業で、△という評価をさせていただいております。振り返りのところに記載していますが、精神疾患のうち、特定症状を有する身体の救急患者について、輪番体制を組んでいますが、平日昼間だけでなく、夜間休日とも組み入れることで、精神疾患を合併する身体救急患者の受入体制を確保してきましたが、引き続き見直しを進めていく必要があるという観点から、評価については△にさせていただいているところでございます。

ページが飛びますが、67ページをご覧ください。ご覧いただければと思っております。下から2つ目ですが、こちらは新規の項目です。就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合ということで、言葉が分かりにくいところもございますけれども、国の方で指標として示されてきているものです。一般就労に移行した方が5割以上いらっしゃる事業所の数をパーセントで表記するというので、国の方からは50%以上の取組ということが示されています。こちらについては、横浜市としては50%を目指して取組を進めていきたいということで、50%の表記をさせていただいているところでございます。

次に71ページで、生活介護の関係でございます。生活介護のサービスの見込み量については、これまでも計画として数値目標を定めており、後期の令和6年度から令和8年度についても数字を表記しています。一番上の生活介護を見ただくと、令和3年度の7,732人分から令和8年度は8,982人分ということで、増やしていく方向で取組をしていますが、重度障害のある方に対する生活介護の部分についても、数値目標として示していくことが国の基本指針に書かれている状況でございます。横浜市についても、令和6年度から令和8年度にかけてそれぞれの年度ごとに、重度障害のある方のサービス利用ができる人数を増やしていくということで、計画の中に盛り込んでいるところでございます。

72ページは、就労選択支援です。こちらは新規の項目でございます。令和4年の総合支援法の改正の中で創設されたサービスで、まだ現状としては施行されていない状況でございます。国の方で事業の詳細が示された後に、地域の実情等を基に目標値を設定してまいります。国の状況を見てということで現在においては空欄となっておりますが、しっかりと目標値を設定していきたいと考えています。

76ページをご覧ください。一番最後のページです。読書バリアフリー法に基づく横浜市計画の策定、推進ということで、第4期障害者プランの取組として掲げているものです。事業内容のところに記載してありますように、バリアフリー法に基づく地方公共団体の計画として策定し、計画に基づく取組を推進しますということですが、中間期の振り返りの評価としては△とさせていただきます。社会教育委員会において提言を受けまして、その提言を踏まえて全市的な読書活動の普及啓発イベントの実施や、市民の読書バリアフリーの理解促進に努めているところですが、取組を引き続き進めていく必要があるということで△でございます。

資料2の説明については以上でございます。本日お配りしている資料についてですが、資料3-1、3-2につきましては国の指針を資料として御用意させていただいております。資料3-1については、全体が分かるものでございます。また、資料3-2については改正の概要ということで、抜粋した資料を付けさせていただきます。また、資料4については、現行の障害者プランの第2章を抜粋したものでございます。数値的なものを更新していく予定になっているものですが、障害者の方の手帳所持者数といった部分が更新されておりますので、本日、資料としてお付けしております。また、先ほどの資料1の御説明の中でも触れましたが、資料5はグループインタビューで頂戴した主な意見をまとめたものでございます。最後に参考資料としてお付けしているものが、令和4年度、昨年度の取組状況で、障害者プランにあるそれぞれの事業内容ごとに取組内容をまとめたものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。本日は、主に資料1、資料2について、委員の皆様様の御意見、また、貴重な現場での御意見等を頂ければと思います。よろしく願いいたします。御説明は以上です。

(内嶋会長) 御説明ありがとうございました。ただいま、第4期横浜市障害者プラン中間見直しの案について御説明がありました。内容はかなりボリュームが多いものですので、この後、10分間の休憩を取ります。今、35分ですから、あの時計で45分まで休憩にいたしまして、その後、まとめて委員の皆様から御意見を頂戴したいと思っております。それでは休憩に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

(休憩)

(内嶋会長) 会長の内嶋でございます。私の悪い目で見ても45分になっているような気がしますので、会議は短いに越したことはありませんので始めさせていただきます。それでは、約束どおり、先ほど事務局から御説明があった資料1、資料2を中心とした第4期横浜市障害者プラン中間見直し(案)について、委員の皆様から御質問・御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。御発言を希望される委員の方、挙手でも何でも構いませんのでおっしゃっていただければ。それでは、まず須山委員、御発言をお願いします。

(須山委員) 浜難聴の須山です。2点質問がありまして、1点は、37ページの移動情報センターの事業推進の説明がなかったように思いますので、その説明をもう一回お願いしたいと思います。

それと、15ページの、障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインがグレーになっているのですが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのが最近できまして、横浜市としては国の指針がまだないからできないということですが、何か考えていらっしゃるプランとかあったら教えていただきたいです。それで、こういうものを決めるときは、当事者を入れて会議などをさせていただくとありがたいと思います。よろしくお願い致します。

(内嶋会長) 事務局、何かコメントはありますか。

(中村障害施策推進課長) 御質問ありがとうございます。まず、37ページの移動情報センターの関係については、大変申し訳ございません、私が御説明を漏らしておりました。確かに須山委員がおっしゃるような△の項目でございますので、△になった部分の評価等については、この後、所管の今井課長から御説明させていただきます。

また、情報保障の関係で、15ページですが、こちらについては分かりやすいように色を網かけといたしますか墨色にしている状況で、横浜市としてこの部分については取組をしていくという表記でございます。また、実際どういったことを取り組んでいくのかということも含めて、この後、市民意見募集等も実施しますので、そういった中で頂いた御意見等も踏まえ、もちろん団体の方にも御意見を頂戴しながら取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

(今井課長) 障害自立支援課の今井です。続きまして、先ほど御意見を頂戴いたしました37ページの移動情報センターについて御説明させていただきます。御質問ありがとうございます。こちらについて、中間期の目標は、記載のとおり相談件数3300件となっておりますが、実際の相談件数は、令和3年度に2,223件、令和4年度に2,172件と。新型コロナウイルス感染症の影響もあったかと思っておりますが、令和5年度につきましても、今の段階で恐らく3300件については達成が難しいだろうということで、評価を△にさせていただいております。御説明については以上です。

(内嶋会長) ただいま事務局からコメントがありました。須山委員、いかがでしょうか。

(須山委員) 移動支援の件ですが、身体障害者でも高齢化していて、どこかに出かけるとかそういうことに非常に困っていて、買物などに行けない人も見られます。ですから、肢体不自由の人たちだけでなく身体障害者でも、一人住まいで高齢化して買物とか行けない人に対する支援というのでも考えていただけるとありがたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

(内嶋会長) 須山委員、御発言ありがとうございます。事務局の方で何かコメントはありますか。

(今井課長) 御意見ありがとうございます。高齢化についての対応ですが、今後の検討課題として認識していきたいと思えます。

(内嶋会長) 須山委員、今、事務局からコメントがありました。いかがでしょうか。よろしいですか。何かありますか。

(須山委員) では、検討課題としてよろしくお願ひします。以上です。

(内嶋会長) 須山委員、御発言ありがとうございます。ほかの委員の方、御発言はいかがでしょうか。それでは、佐藤委員、御発言をお願いします。

(佐藤委員) 佐藤でございます。私も2つありまして、今後の動きがどのようになるのかということが1つ、それから、内容に関する質問が1つということで、2つお願いします。

まず、内容に関する質問から先に申し上げると、御説明いただいているときに資料を見ながらページを繰って行って目に付いたものですので、ほかにもいろいろ出てくるかもしれません。その点で申し上げますと、44ページですが、私も難病というか腎機能障害、人工透析ですので、正直、生活面あるいは医療面で非常にいろいろ制約があります。それで、こういう点について目に止まってくるわけですが、ちょっと気になったのは、ここに書いてあります内容です。難病患者一時入院事業ということで、事業内容を拝見して中身を読みますと、「在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします」と記載されています。私たちの経験では、これまで一時的な入院にしても、あるいは必要な期間の入院にしても、入院自体が極めて大変だったということがあります。これはコロナの時期においても、簡単に言えば入院できなかったケースが多々あったということです。それがむしろ問題で、こういう形で簡単に一時的に入院できるようにしますと言われても、ほんまかいなという感じになってしまいます。そこら辺の御説明がもし頂けるとありがたいというのが1つです。

2つ目は、障害者プラン中間見直しを拝見して、国の事業でもありますし、県、横浜市の事業でもありますから、膨大な量になるのは当然だろうと思えます。ただ、これだけの膨大なものを今後どうしていくのか。例えば全部同

時進行で、同じレベルのそれぞれに対するウェートをかけながらきちんと全部対応していくことになるのか。それとも、私の感じで受け止めさせていただくと、全部同時進行で一遍にあれもこれも取り組むのはまず不可能だという気がしますので、この中で特にウェートをかけて見ていくべき部分、あるいはウェートをかけて取り組んでいく項目などが実は想定されているのではないかという感じがいたします。今後こういう順番というか、こういう段階で取り組んでいくというようなものももしあるようでしたら、御説明いただければありがたいなということでございます。以上、2点です。

(内嶋会長) 佐藤委員、御発言ありがとうございます。実は、佐藤委員が今、御発言されたうちの2つ目は、私もここに来るまでクエスチョンマークがあった部分であります。1番目の、資料2の44ページ目のことについては、評価は○となっているけれども本当は○なのかというようなことを、恐らく佐藤委員はおっしゃりたいのだろうと。私も、評価は荷を基準に○にしているのか、△にしているのか、×にしているのかと。これは単純に素人の目から見てもなかなか分かりにくいなというところが1つありました。

それから、2つ目は、事業というか政策ですね。金と人がかかるわけですから、市長をはじめ、この横浜市の市政を考えている人たちが一体どこにウェートを置くのかというのは当然考えていらっしゃるはずですが、それを考えていないとしたらかなりまずいだろうということもあります。いろいろな立場の障害のある方がいらっしゃるの、こういう表記については平板的にされているのだろうというのは私は予想がつくのですが、ここは本音を語ってもいい場面ではありますので、横浜市としてはここを実は重点的に考えているんだということがあれば、ぜひ御意見を賜りたいと思います。以上ですが、事務局の方からコメントはございますか。

(中村障害施策推進課長) 御質問ありがとうございます。まず、難病の関係の御質問にお答えさせていただければと思います。こちらについては、大変申し訳ございません、本日、所管の部署が欠席となっておりますので、細かい部分の御説明までは十分できかねるところではございますが、在宅で介助を受けている方が困難になった場合の入院は、取組の振り返りの中でも記載しているとおり減少している状況です。コロナ禍でと佐藤委員もおっしゃっていましたけれども、なかなか入院できない厳しい状況と承知しております。受入れの利用日数については、令和3年度が362日、令和5年度は500日ということで、御利用できる人数についても増やしていく、また、増えていく状況があるという中で、○の評価でございます。ただ、内嶋会長もおっしゃっていましたが、どれをもって○なのかということについては確かに精査が必要かなというところがありますので、入院がなかなか厳しい状況があるという中で、委員の方から○の評価について疑義が出ているということは、所管の方にお伝えさせていただければと思

ます。

2つ目の、事業のめり張りについてでございますが、会長からも、いろいろな立場の障害のある方がいらっしゃるので厳しいかな、というお言葉を頂戴しつつも、限られた財源の中で優先順位というもの自体はあるのではないかとのことでしたが、私どもとしては、どれが1番でどれが2番でということは正直、申し上げづらいところもございますし、現にそれぞれ一つ一つが必要な事業だと思っております。計画として推進していくものについては、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。ただ、全体として、国の状況等も踏まえて考える中で申し上げれば、精神障害のある方に対する地域移行、また、知的障害の方も含めて施設入所されている方の地域での生活は、国連の勧告等も含めて申し上げれば、障害のある方お一人お一人がいかに豊かな生活を営んでいくかは大変重要なことだと思っております。国なり国連からその話があったからということではなく、横浜市として、しっかりと取り組んでいかなければならないことだと思っております。どの事業ということの答えにはならないかもしれませんが、障害のある方が地域で生活していくという、まさに横浜市の基本目標でございます、誰もが人格と個性を尊重し合いながら地域の中で地域共生社会の一員として、自らの意思で、自分らしく生きることができるとまちヨコハマを目指すという、この大きな目標に取り組むことが、やはり一番かなと考えているところです。お答えにならないようなお答えをさせていただいていることを承知しつつも、事務局のお答えとさせていただければと思います。申し訳ございません。

(内嶋会長) 佐藤委員、今、事務局からコメントがありましたが、何か追加で御発言ございますか。

(佐藤委員) 今、コメントを頂きまして、そのコメントに対して完全にそのとおりだねと納得できたわけではありません。納得はしにくいわけですが、今後もこの会議が続くということであれば、また議論の機会がこれからもあると思っておりますので、そこでいろいろ改めてお聞きしたりさせていただければと思います。取りあえず今日は以上ということです。

(内嶋会長) 佐藤委員、大人の対応を大変ありがとうございます。それでは、まず岡村委員から。続いて、奈良崎委員。よろしくお願ひします。

(岡村委員) ありがとうございます。24ページの高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築ということで、今、会長さんからもちらっと御発言いただきましたが、精神障害者のグループホームのことで、我々の中では高齢化した人たちの問題が大分クローズアップされてきています。精神障害者の人たちが、長期入院を経てやっと地域に出られてグループホームで過ごされたりしているうちに、また病気が悪化したり高齢化すると、どうしても病院に戻らなければならない状況が結構ありまして、とても残念に思います。せつかく地域で暮らしていた人たち

が、私もそういうケースを抱えています。82歳のおじいちゃんが具合が悪くなって、せっかく特養が決まっていたのに断られて、結局、病院に戻らざるを得ないみたいな形というのはすごく残念に思います。多分、ここ数年、市精連でもグループホームのことで随分やり取りしていると思いますので、全てがおきな草みたいになるのは到底無理だと思いますが、何とかその辺を前向きに考えていただければと思います。

それともう一つ、先ほどもおっしゃっていたとおり、国連の総括所見ではありませんが、今、グレーになっています入院の患者さんのことについて、滝山病院のこともありますから皆さんも考えてくださっていると思います。ああいった長期入院とか、とても乱暴な入院生活をせざるを得ない患者さんたちがいっぱいいるということで、横浜ではまさかないだろうと思いますが、それも見えないところですから。あと、長期入院が全て悪いわけでもないのしょうけれども、なるべく地域で、地域移行がなされてグループホームなり単身の生活が守られればいかなど、すごく願っています。やはりそこには人が必要だったりお金が必要だったりしますので、その辺はぜひ前向きに捉えて考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(内嶋会長) 岡村委員、御発言ありがとうございます。今、主に2点、御意見があったと思います。滝山病院事件に関しては、あの手の事件が起きると、もちろん所在する病院の場所で病院の管理に問題があるという批判が出ますが、中をよく見ると実は他府県、要するに他地域から送り込まれていることが多いのです。特に生保を使われている方です。横浜市のお客様は、僕はテレビで報道されたときに何々区というのを見て、あっ、と思ったので、その方が今もあそこにいらっしゃるかどうか、あるいは私もテレビのカットシーンを見ただけなので断言はできませんが、あの周辺の、東京都以外の患者さんが入っている可能性は十分考えられます。つまり何を言いたいかというと、横浜市の中で管理している精神病院、精神科病院のことももちろん問題にはなるのですが、横浜市から他地域の精神科病院、特にああいう劣悪な——ほぼあそこは刑務所で、病院ではありません——ああいうところに送り込まざるを得ないような状況というのをどこの自治体も持っているはず。私は生保のワーカーさんとも絡んでいるのでよく知っていますが、いわゆる必要悪としてああいう病院が存在しているということもあります。ですから、医療の管理の問題もさることながら、横浜市からああいう問題のある施設とか病院に市民を送ると。まさに送るですよ、送るということが、まさかよもやないのでは。ない方がいいのですが、そういうことに関しても何か御意見とかお考えがあれば、岡村委員の意見に補足して私も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(中村障害施策推進課長) それでは、御質問を2点頂いておりますので、高齢化・重度化対応のバリアフリー改修の関係について、御説明を別の者からさ

せていただければと思います。

(佐藤障害施設サービス課共同生活援助担当係長) ただいま御質問いただきましたグループホームの方から、まずお答え差し上げたいと思います。担当係長の佐藤と申します。よろしく願いいたします。着座で失礼させていただきます。

今、委員から御指摘がありました点につきましては、昨年度も1年間かけて団体の皆様方と協議を重ねてまいりました。精神障害のある方のいわゆる高齢化の問題につきましては、今グループホームに入居されている方の状態をデータ分析してみたところ、40歳ぐらいから既に身体的な介助が増えていく傾向が見て取れているところがございます。団体の皆様方の御意見としては、昨日までは元気があったのに突然がくっとくることに対して、支援側のスキル等がまだまだ十分ではなく、そのサポートに非常に苦慮しているという御意見でございました。

私どもの今後の高齢化への考え方ですが、おきな草につきましては、あそこは特化したような形で運営しております。高齢になったのでどこか特化したホームに行ってくださいというのではなく、ふだん住み慣れている地域でその方が高齢化しても安心して暮らせることがまずは第一だと考えておりますので、どのホームであっても一定程度の支援は受けられるようにしていくと。これが高齢化に対しての考え方だと思っております。その具体的な方策についてどうしていくのかということに関してですが、令和4年度にデータ分析等を行いました。ここは精神だけでなく知的の方々も同じところがございますので、具体的な議論をさらに進めていきたいと考えているところです。グループホームについては以上でございます。

(中村精神保健福祉課長) 2点目、精神科病院の関係でございます。精神保健福祉課長の中村でございます。長期入院というお話を頂いていますが、なるべく早く退院できることが望ましいとは考えております。やはり長く入院してしまうと、どうしてもそこからの退院がなかなか難しくなってくるという現状もあり、早めに支援に向けた介入ができるような体制が組めればなというところではございます。今、横浜市民の方で精神科病院に入院している人の大体半数ちょっとが1年以上という状況もある中で、その分の数をどうやって確保していくか。そういったところは課題だと認識しておりますし、その体制を組むために、今回、プランの中でも一定の目標を立てて取組を進めていきたいというところでございます。

また、滝山病院につきまして会長から御指摘いただきまして、報道等でもありましたが、身体科でなかなか診てくれる病院がなかったという状況はあるかと思っております。だからといってそれがいい話ではなくて、やはりできるだけ身近な地域で診られるような体制を組んでいくことが本当は必要なのだろうと思っております。ただ、いかんせん横浜市内の病院の状況を見ていますと、単科で

身体科を診られるところが少ないこと、また、身体科を診られるとなると、総合病院の中で入院期間を一定程度経たら単科に戻っていったりという状況もある中で、どのような医療体制を組むのがいいのかというのは、自分の中でもまだ考えが及んでいないところではございます。ちょっと分かりづらかったですかね。そういった病院を使わないで済むような体制を組めるように、医療機関の方にも働きかけはしていきたいと思っております。

(内嶋会長) 事務局、御説明ありがとうございます。岡村委員、今、事務局からコメントがありましたが、何か追加で御発言はございますか。

(岡村委員) ありがとうございます。グループホームについてですが、おっしゃってくださったことは頭の中に入れておまして、分かってはいますけれども、現実にはなかなかそうもいきません。例えば、さっき言った82歳のおじいちゃん、コロナですっかり体を傷めてしまって、認知も進んできてしまったということで、それはたまたま年末年始にかけてだったので、その方だけコロナの病棟に入院してもらったりして、その後は帰ってきて、とてもではないけれども介護の世界になってしまって、24時間介護していないと暮らしていけないような感じになってしまったという方なのです。私たちにとっては、もう20年以上そこに住んでいてくださった方なので、このまま介護施設というのは心苦しかったのですが、今の精神障害者の方たちのためのグループホームの制度はヘルパーさんも入れてはいけない形で、人手が足りなかったり、体制的に夜間の体制がなかったりすると、そういう方に同じホームで暮らしていただくことがすごく難しくなってきます。その辺のことも、やはり今後は考えていただきたいなと思っております。私も今朝ですが、夜中の3時ぐらいにODをやってしまった人のホームのメンバーさんから、「とても変なだけけど救急車呼んでもいいですか」みたいな電話がありました。そこに支援者がいれば、彼女がそんな困ったことをしなくてもよかったですでしょうけれども、たまたま知っている仲だったので私に連絡が来たりして、やはりホームの体制も考えていった方がいいなと、ちらっと思っているところです。今後も重度化や高齢化というのはいっぱいあると思うので、課題として考えていただければと思います。以上です。

(内嶋会長) 今の岡村委員の御発言について、事務局から何かコメントはありますか。

(佐藤障害施設サービス課共同生活援助担当係長) 今頂いたような事例が、まさに高齢化の中で顕著になってきていることとして協議の対象となってくるところだと思っておりますので、検討を進めてまいります。よろしく願いいたします。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございます。それでは、奈良崎委員、御発言をお願いします。

(奈良崎委員) 先ほど、バツに気がついてくれましたか。何のことか分かりまし

たか。何でバツされたか分かりましたか。

(中村精神保健福祉課長) 言い方が分かりづらいのかなと。

(奈良崎委員) ではなくて、言葉が難しくて聞きたかったので1つバツをしたのですが、まずそこを答えてもらおうかな。単科って何ですか。

(中村精神保健福祉課長) 大変失礼いたしました。単科というのは、精神科だけの病院です。例えば内科だったり外科だったりいろいろな診療科を持っている病院もあれば、精神科の場合ですと精神科だけという病院が多いので、単科という言葉を使ってしまいました。失礼いたしました。

(奈良崎委員) ありがとうございます。それを聞きたかったのでバツをしました。あと、早口言葉がちょっときつかったなというのがありました。個人的にこの2つが疑問だったのですが、あと、質問があります。まず、この障害者プランのことで、「重度障害者」というのをできたら書き直してほしいと思います。それは何でかという、福祉案内では、障害のA1やA2というふうに書いてもらう方が読みやすいかなと思いました。どの人が重度なのか。知的の仲間たちが見たらどの人が重度?となるので、私たちはBとかAとか呼ばれているので、そういうふうに書いてもらうと仲間たちが読みやすいかなということで、お願いしたいです。

それともう一点は、須山さんが言ってくれたように、ガイドヘルパーについては知的障害の中でもやっている仲間がいるから、できたら当事者同士のヘルパーさんのデータも載せてもらうといいのかなと。実際、私はもうやめてしまったのですが、仲間でも何人もやっている人がいるので、例えば同行援護と一緒にヘルパーをやっていますとか、そういうこともプランに載せてもらえると、この先、資格が取りたいという仲間もいるのかなと思いました。お願いしたいです。以上です。

(内嶋会長) 今の2点について、事務局から何かコメントはありますか。

(中村障害施策推進課長) 重度障害者の表記については貴重な御意見として承って、どういう形で書くと分かりやすいか、重度障害者がどういう方分かるように表記を工夫していきたいと思えます。ありがとうございます。

(今井課長) 先ほどのヘルパーのお話、ありがとうございます。障害当事者の方がガイドヘルパーをされていて、その人数についてもプランに載せた方がいいのではないかと御意見かと思えます。実際にどのぐらいいらっしゃるのか等、私たちの方でまだ現状を把握し切れていないので、そのあたりを踏まえた上で検討していきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

(内嶋会長) 事務局、御説明ありがとうございます。奈良崎委員、今、事務局からコメントがありました、何か追加でご発言はありますか。

(奈良崎委員) 大丈夫です。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかに。それでは、飯山委員、御発言お願

いします。

(飯山委員) 2点あります。1つはすごく単純で、教えていただきたいので質問です。先ほどから時々出ているめり張りをどうつけるかとか、内嶋会長がおっしゃったように横浜市としてのいろいろな、お金の問題とかそういうのもあるので、その辺をどうするのかなというのを伺いたいです。

単純に教えてくださいというのは、今の重度障害者という単語で、これは、例えば39ページで出てくる重度障害者等への移動支援事業の拡充で書かれている重度障害者というのと、71ページの生活介護とか、短期入所のところで出てくる新しい国の何とかでという33ページとか、23ページのグループホームの利用人数とか、そのあたりで度々出てきていますが、この重度障害者というのは同じイメージなのか。私は知的の世界で仕事をしているので、こういうふうにグループホームとかが出てくると行動障害系の重度障害というイメージがあるのですが、移動支援で出てくると身障なんかが重いか、そういう系のかなというので、単純にそこです。

それからもう一つ、方針を伺いたいというところでは、ぼやきのようにもなってしまうのですが、6ページの一番最初の障害福祉人材の確保のところ「魅力を発信」とあります。これはずっと昔から局と協働しながら取り組んでいて、ここでやっていただいたことに関して決して否定することではないし、一緒にできてよかったと思いますし、こういうことで障害のある人たちへの支援の仕事の魅力が伝わるのはとても大事だと思うのですが、障害福祉従事者の確保とうたうのであれば、今、本当に働く人が減っている中、それと、私たちの仕事は全部、報酬単価が国の設定で決められている中で、どんどん人件費が上がってくるというか最低賃金も上がるし、それから今、人を採るのは全部、仲介業者が入らないと全然人が来なくて、こういう費用がうちの法人でも数千円になるような勢いになっていて、これをずっと従来の報酬単価の中で払い続けながらやっていくのがとても厳しいということがあります。今の中途採用の人も若い人たちもそうで、みんな魅力は分かるけれども割とドライなので、お金ということで来たときに、これは国の報酬の設定もありますが、地域によって違うので、お金をかけるという言い方がいいかどうか分かりませんが、横浜としてどのように考えているのか。例えばグループホームを増やしますと。確かに横浜はグループホームをいっぱい打っていただいています、ここで働くのは、今のグループホームはパートさんたちで成り立って支えられているということがありますが、これも取り合いです。精神も知的も身障もそうですし、かなり専門性の高い、それこそオーバードーズというのがうちの施設のグループホームの利用者であります。絶えず24時間365日付ききりの介護が必要でなくても、ふとしたときになんか専門性の高いやり取りや発見ができる人たちが必要なのですが、非常にそういう人件費がたかかっている中で運営しているという実態がある中で、これから先

の横浜市のめり張りは難しいと思います。でも、グループホームを地域での生活と標榜していくのであれば、どのようにやっていったらいいのか、答えは出なくても考えていっしょなのか。いろいろな数字、これが本当にできたらいいなと思いますが、そこには全て人が入ってきていて、そこは本当に苦しいところがあるので、市役所も同じだと思いますけれども、そんなところをちょっと聞きたいなということがあります。

あと、滝山病院の話に似て非なるものですが、18歳以上の過齡児をゼロにしますという、この残っている人数に関して、横浜市の子供で市外の施設に行っている人たちがいっぱいいると思うのですが、これも含めての数字をイメージしているのか。障害のある人たちも横浜市民で、市内にいられなくて市外、県外に出ている人たちが子供に限らずいっぱいいるのですが、その辺もちょっと聞きたいなと思いました。取り留めもなくすみません。

(内嶋会長) 飯山委員、御質問は4つになりますか。1つは、政策目標に優先順位があれば聞きたいというのと、2つ目が、重度障害者の「重度」といえるところに出てくるけれども、具体的にどういふものかが分かったら教えてくれというのと、3つ目が、人材確保について、特に金の部分ですね。賃金の単価がそもそも安い。それから、地域によって違ふと。そのあたりのことを横浜市として、例えば国にどのように働きかけをするのかみたいなことが何かあるのかとか、そういうようなことですよ。4つ目が、すみません。

(飯山委員) 市外に行っている人たちが滝山病院と同じように、ここでは過齡児の問題が出てきているので……

(内嶋会長) 資料の何ページか分かりますか。

(飯山委員) すみません。ちょっと待ってください。23ページ、障害児入所施設における18歳以上の入所者数。

(内嶋会長) 23ページ目の……

(飯山委員) 障害児入所施設における18歳以上の過齡児の問題です。

(内嶋会長) 一番左の指標名のところで、下から3番目ですね。

(飯山委員) そうですね。これが、実績13、7、0、0、0、0になっているのですが、この実績の中には横浜市の支給決定で県外に行っている人たちも入っているのですよねという、そんなイメージです。ちょっと確認したかったので。

(内嶋会長) 県外、市外の施設に行っている人はいませんかということですか。

(飯山委員) いますよね。

(内嶋会長) 取りあえず分かる範囲で事務局の方でお答えいただけますか。

(中村障害施策推進課長) では、まず、一番最後の18歳以上のところから。

(高島障害児福祉保健課長) 障害児福祉保健課長の高島でございます。お世話になります。座って回答させていただきます。飯山委員、御指摘のとおり、大変残念ながら市外の方の過齡児はこの中には含まれておりません。市内の施設に関

しては極めてゼロに近い形で、現在努力しているところですが、市外施設利用者についてはこの数には入れておらず、行政的で申し訳ないのですが、私どもの認識としましては、国の方も所在している施設のところで把握するというふうに聞いているので、こういう形で書かせていただいています。ただ、当然、支給決定は私ども横浜市がしておりますので、気持ちとしては、何らかの形で地域に、こちらに戻ってくるなり、しかるべきグループホーム等に入るなりして、過齡児の方は1人でも多く解消していきたいという気持ちで取り組ませていただいております。回答は以上でございます。

(飯山委員) よろしく願います。

(中村障害施策推進課長) その部分に関連して申し上げますと、私が申し上げるまでもなく委員の皆様、御承知のことだとは思いますが、施設入所の入所者数については減らしていくという国の方針がありますが、横浜市としては、市外の入所者への対応、過齡児になられた方への等から、全体としては定員を減らさずに対応していきたいと考えております。

内嶋会長が申し上げた4点の御質問のうちの次ですが、順番が前後してもよろしいでしょうか。それでは、次に重度障害者の関係ですが、資料3-1をご覧ください。ちょっと細かくて大変恐縮ですが、例えば50ページです。一番上に生活介護がございまして、「さらに」という記載以降に、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを有する者等」が重度障害者ということで定義されております。今回、この部分を奈良崎委員がおっしゃっていたように、分かりやすい形で表記できないか考えてまいります。定義としてはそういう形になっております。

(飯山委員) そうすると、64ページに出てくる重度障害者等への移動支援事業の拡充も同じ意味で使っていると考えていいのですね。

(中村障害施策推進課長) 別の定義になるので、分かりやすい表記を検討してまいります。

(飯山委員) 生活介護や短期入所の目標値は、もともと生活介護を利用している何万人かのうちの3,000何百人がこれですというイメージですか。分かりました。ありがとうございます。

(中村障害施策推進課長) あと、人材確保について、内嶋会長から国に要望という話がありましたが、報酬単価の増額について国会要望を出したりしているところです。国に要望すればそれで施設の人材確保の厳しい状況がばら色にすぐ変わるかという、そういうものではないことも承知しておりますので、人材確保をどういう形でやっていけばいいのか、グループホーム連絡会等の代表の方に参加いただいたり、作業所の代表の方に参加いただいたりして、話し合いをしております。そういった中で、皆さんから意見を聞きながら、引き続き、一緒に人材確保を進めていければと思っております。単価だけではない部分で、

このようなやり方をして人を集めたら良いのではないかと、といった御意見も頂戴しておりますし、お金の問題は報酬改定が国の方でも議論されていますが、そういったところも含めて様々な要望をしていきたいと思っています。一朝一夕に、すぐにお金が山のように入ってくる状況にはございませんが、現場に人材がしっかりと確保できなければ、飯山委員におっしゃっていただいたように、障害のある方の生活、支援が充実したものになっていかないと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。めり張りの話は、できれば御意見として頂ければ。

(飯山委員) めり張りをどう考えているのかについては結構です。それと同じように、国への要望とかそういうところをどう考えているのかというのをちょっと、国だけではないのです、横浜市として市単独の何かを考えたり、そういうことがあるのかどうなのか、そんな意見が出ているのか、それぐらいのイメージでした。すみません。ありがとうございます。

(中村障害施策推進課長) 人材確保について、すぐに何か横浜市として市の単独助成みたいな形で話が出ているのかというと、現状としてはなかなか難しい状況というのが正直なところでございます。いずれにしても一緒に考えていきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

(内嶋会長) 飯山委員、すみません。ちょっと時間も押しておりますので、御発言はここまでということで、大変申し訳ございません。事務局の方も腹を割ったお話を大変ありがとうございました。ちょっともう時間が押しているのですが、赤川委員、御発言をお願いします。

(赤川委員) すみません。時間がちょっと過ぎていますが、幾つか聞きたいことがありますので、よろしく願いします。

1つ目は51ページの一番上ですが、こちらに災害時支援事業というのが書かれていて、災害時要援護者の名簿を、必要な情報を地域に提供して活用していくということだと思えますが、前回のこの会議で私が知ったのは、災害時要援護者名簿にグループホームの入居者が含まれていないことがあるということ、ぜひ御検討していただきたいという話をしたかと思えます。実は私は民生委員の推薦委員にもなっていて、その場で話をしたところ、民生委員の達成率が100%にいない状況で言うと非常に厳しいという話をされているのですが、そこら辺はどうなっているかということを知りたいのがまず1点です。

2点目が27ページで、やはりこれも一番上です。行動障害のある方への対応で、行動障害があると受ける事業所が少なかったり、住場所もかなり厳しいという話がずっと出ています。何度かやり取りをしている中で、片内プロジェクトを立ち上げて検討していきますという話が以前からあったので、片内プロジェクトはどんな内容でどういう話を今やっているのかということを知りたいので

たいというのが2点目です。

後ろから前に行きますが、3点目が22ページです。松風学園再整備事業というのが書かれています。こちらに関しては、松風学園の建物に関しての工事の内容だけが明記されているのですが、横浜市の入所施設ということでいうと、入所している方が地域にどう移行していくかが一つ課題だと思imasるので、どんな取組を今やっているのか、もしありましたら教えてほしいというのが3点目です。

4点目が一番最初に人材確保に絡みますが、資料4に今の横浜市の人口や手帳の所持者のデータが載っていたので見たのですが、横浜市の人口が今からどんどん減り始めるという推移で、ホームページでもこれからかなりの勢いで人口が減ると示されているかと思imas。その中で、手帳の所持者の割合は増えていくことも推測されると書いてある。理由としては高齢化の進展等と書いてあるのですが、高齢化だけではないのではないかと、私は数字を見て思imas。知的、精神、身体、18歳未満の方、18歳から65歳未満の方の人数も増えているということだいうと、高齢化だけが原因ではないだろうということがあるので、そこから辺の分析をされているのであればお聞かせ願いたい。

それに絡みますが、全体の人口が減っていて、障害のある人の割合が増えていくとなると、働き手の人数がすごく減っていくわけですね。その中で、障害福祉や高齢も含めて福祉関係で働く人材確保というのは、今の人数を維持するのはどう考えても難しいと、私は数字を見て思imasのです。多分、横浜市の方もそれは分かっているのだろうと思imasが、なかなか言いづらいのだろうなと思imas。正直言うとも、今の障害者プラン、前ののもそうですが、毎年200人分、グループホームの入居者を増やしていくというプランを立てていますが、このままではかなり厳しくなるだろうと思imas。逆に今あるグループホームで、職員さんを確保できずに閉めざるを得ないようなところも多分出るだろうと、私は正直思imas。なので、そこも含めて、この場だけでもかもしれないですが、率直にどうお考えなのかということをお聞かせ願いたい。確かにいろいろな形で人材確保の取組を私達も一生懸命やっていますが、もうそれだけでどうにかなる話ではないと思imas。多分、10年、20年、30年後、今の横浜市の人数が3分の2とか、すごい勢いで減る。それは分かっていることだと思imas。なので、今回のプランでどうこうという話ではないのですが、次期プランのときに多分、どういう形でいくのかということのを迫られるので、今どのようにお考えなのかというのがもしあったらお聞かせ願いたいというのが4点目です。

(内嶋会長) 今、5つぐらい御質問があったと思imasが、それぞれ事務局からコメントをお聞かせ願いたいと思imas。

(佐藤障害施設サービス課共同生活援助担当係長) では、今、グループホーム

に関するところで幾つか頂きましたので、グループホームの観点でまずはお答え差し上げたいと思っております。災害時要援護者にグループホーム利用者が含まれていないのではないかとということにつきましては、これは引き続き検討させていただきますということになりますが、先ほどの高齢化のお話や飯山委員から頂いたお話はグループホームのところに関与がありましたけれども、グループホームが今後どういう役割を障害福祉サービスの中で果たしていくのかというところの整理に関わってくるのかなと思っております。現状、グループホームにつきましては、法定で示されている業務以外のことを様々やっただいており、ホームごとにその支援まはちまちで、非常に幅広くなっております。さらに人手もない中、災害時に多ければ10人ほどの方たちを安全に避難、誘導させなければいけない、もしくはそこで1人で見なければいけないというのが今後実際にできるのかとか、そういったことも含めて、人手の問題と併せて考えていく課題になるかと思えます。これからグループホームの在り方について検討をどうしていくのかというところも、直近で赤川さんに御参加いただく会がございますので、そこでの議論を深めさせていただければと思っております。一旦、以上でございます。

(中村障害施策推進課長) 強度行動障害の話をご頂戴しまして、ありがとうございます。まさに強度行動障害の住まいの在り方検討は、赤川委員にも数年前、委員として御参加いただき、いろいろと御検討いただいたところがございます。庁内のプロジェクトについては、現状として、庁内で検討を進めて形になりましたということはまだ言えるような状況ではないのが正直なところだと思います。今回の障害者プランの中間の見直しにおいても、表記の分かりにくさにはありますが、重度障害のある方のうちに、強度行動障害の方も定義に入ってきている中で申し上げれば、障害のある方、強度行動障害のある方が、様々な福祉サービス、地域資源等を活用しながら、どういう形で生活なりを組み立てていくのかを今まさに考えているところでございます。様々なサービスが縦割りになっている部分もあるかもしれませんが、障害関係の部署が今、精神を含めて4部署でございますので、庁内で話し合っていく中で、それぞれが所管している障害福祉サービスをどう連携していくのかを今、話し合っているところです。

また、松風学園の再整備については、グラウンドの用地に民営の施設ということで既に開所させていただいております。定員40名のまつかぜという施設が社会福祉法人誠幸会の運営で実施されているところです。松風学園本体については、最終的に短期入所と入所支援を含めて定員70名という形になる予定で、トータルとして110名の短期入所、一般の入所を含めての施設規模になります。そういった中で、現状として地域移行については、しっかりと取組をしていくことを考えておりますし、また、現状、再整備中ではございますが、公立の施設で求められている役割をしっかりと果たしていけるように、フルオープンになった段階では、受入れをしていく形になろうかと思っております。

あと、手帳の所持者数でございます。人口は確かに減る中で、赤川委員がおっしゃるように高齢化だけでは説明のつかない部分、年齢構成等を見る中ではあるかと思っております。特に身体障害のある方の手帳の所持者数自体は大きく変わっていない状況がございまして、多く増えてきている要素というのは精神障害の方や知的障害の方、特に精神の方の増加が見られているところだと思います。社会の構造的な部分と一言でくくっていいのかどうかというのはありますが、社会の中での生活のしづらさや就労のしにくさ等を含めて時代の変化が背景にあるのかなと、あくまで私見ではございますが思っているところです。そういった中で、不適切な言い方かもしれませんが、障害者イコール支援を必要とされる方ということではなくて、その方自体が、社会の中で活躍いただくことが大事だと思っております。福祉現場のマンパワーの足りなさもあると思いますが、福祉現場だけでなく社会に、精神の方を含めて障害のある方が活躍できるよう、障害者の雇用率の上昇に国も取り組んでおりますが、障害のある方も含めて地域の中で共に働き、汗を流し、喜びを分かち合い、余暇を楽しむという形をつくっていかれると思っているところです。とはいっても、現場的には、グループホームを毎年増やしていくことの大変さや、その人員をどうするんだということが承知してはありますが、社会全体としては、障害のある方も含めて働ける社会というか、労働に対する意識を持ちながら、横浜市としても取り組んでいければと思っているところです。かなり抽象的な内容でお答えになっていないのは承知しておりますが、ご容赦いただければと思います。

(内嶋会長) 事務局の詳細な御説明ありがとうございます。赤川委員、何か追加で御発言ありますか。

(赤川委員) いえ。恐らく今後もいろいろなところでこういう話を重ねていくだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(内嶋会長) 議長の議事進行がつかないものですから、もう既に時間を15分以上オーバーしております。まだ御発言が足りない委員の方もたくさんいらっしゃると思いますが、大変申し訳ございません、時間も限られておりますので、今回の議事に関してはここまで発言の機会ということで閉めさせていただきます。当然、皆様それぞれ御活躍の場面で御発言の機会もあろうかと存じますので、そちらでの御意見・御質問等もよろしく願いいたします。

それでは、これで第3の議題自体は議事が全て終わりました。事務局の方でその他何かございますか。

(田辺係長) 特にございません。

(内嶋会長) それでは、今日の議事については全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

その他

	<p>(田辺係長) 最後に、来年度に向けての予告編的な事務連絡いたします。現在、横浜市が力を入れている施策の一つにプラスチック問題があり、使い捨てプラスチックの削減を強く進めています。そこで、来年度から本推進協議会とその部会につきましても、使い捨てペットボトルの発生抑制として、お水の御提供をやめさせていただこうと思っております。突然なくしてしまうのも申し訳ないので、来年度からそのような取組をさせていただこうと思っておりますことを御理解いただければと思います。事務的な御説明は以上でございます。</p> <p>本日も活発な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。こちらの時間設定が申し訳なく、もう少し時間を取れたら更に意見を頂けたかと思いましたので、大変申し訳なく思っております。失礼いたしました。今日頂きました御意見につきましては、素案に反映させたり、今後の議論の参考にさせていただいたり、取扱いは様々かと思いますが、真摯に受け止めさせていただき、今後の議論に発展させていけたらと思います。</p> <p>本日はここで締めさせていただきますが、次回の障害者施策検討部会につきましては、11月24日の午後に開催を予定しております。また近づきましたら出欠の御案内をさせていただきますので、御回答をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 : 第4期横浜市障害者プランの中間見直しについて ・資料2 : 第4期横浜市障害者プランの中間見直し(案) ・資料3-1 : 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ・資料3-2 : 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(概要) ・資料4 : 障害手帳等統計の推移 ・資料5 : 当事者等御意見一覧 ・参考資料 : 第4期横浜市障害者プランの取組状況について <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・